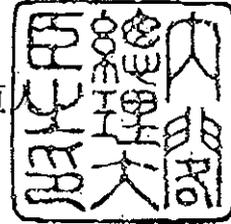


閣 副 第 1 9 号  
平成23年1月28日

長崎県知事 中村 法道 殿

内閣総理大臣 菅 直



諫早湾干拓事業に関する質問状に対する回答について

平成23年1月13日付け長崎県知事、諫早市長、雲仙市長連名の標記質問状に対し、別添のとおり回答いたします。

昨年12月6日の福岡高等裁判所における諫早湾西工区前面堤防工事差止等請求控訴事件の判決で、一審の佐賀地裁判決と同様に、5年間の潮受堤防排水門の開放を命ずる判決が出されました。

私も何回か現地を訪れたことがあり、今般の高裁判決を重く受け止め、長年にわたる争いに終止符を打ち、解決の方向性を早急に提示することが内閣の責務であると考えました。

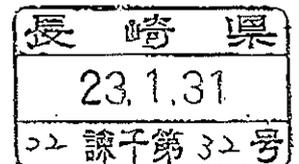
このため、有明海の再生を目指す観点から総合的に判断して、上告しないことを決定しました。

私としては、開門に伴う防災・営農・漁業への影響も含め、地元の方々に不利益を強いることがないように、開門の影響を受ける地元の方々の不安や懸念に真摯にお応えさせていただきます。

開門に当たっては、現在実施している環境アセスメントの結果を踏まえて、防災・営農・漁業への影響に十分配慮し、開門の方法・時期・期間について関係者との話し合いを行うとともに、政府一体となって万全の事前対策を講ずることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう、誠意をもって取り組んでいく考えです。

どうか御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、諫早市長、雲仙市長に対しても、別途同様の回答を行っていることを念のため申し添えます。



(別添)

## 諫早湾干拓事業に関する質問状に対する回答

### (1) 因果関係についての回答

諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明がなされておらず、現在でも様々な調査研究が行われているところです。

潮受堤防の締切りと漁業被害との因果関係については、判決で指摘されているとおり、潮受堤防締切りによる潮流の流速変化や諫早湾湾奥部の海域の消滅という事実があります。これが、魚類や貝類の生育環境等に影響を及ぼした複数の要因の一つである可能性は否定できないと考えています。

### (2) 防災機能が限定的とした評価及び (3) 防災機能への支障についての回答

潮受堤防は、洪水や高潮などの防止に一定の役割を果たしていますが、制約を設けない常時開門（高潮時を除く。）を行えば、防災機能に支障が生じるおそれがあります。

開門に伴い、防災上の悪影響が生じないように、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、必要となる対策を講じていく考えです。

### (4) 排水ポンプ増設などの対策費用についての回答

国の試算は、農林水産省の第8回中・長期開門調査検討会議（平成15年12月19日）において示された、制約を設けない常時開門（高潮時を除く。）を行った場合に、防災機能の確保のために必要となる調整池周辺低平地の排水ポンプの整備のための費用です。

当時の試算内容については、農林水産省にお尋ねいただきたい。

いずれにしても、排水ポンプ増設などの対策については、現在実施している環境アセスメントにおいて、費用も含めて検討していきます。

### (5) 気象予報と調整池の水位管理についての回答

開門に伴って、人命・財産に被害が生ずることはあってはならないと考えており、そのため、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、必要となる対策を講じていく考えです。

(6) 小潮時の防災機能確保のための排水門管理方法についての回答

開門に伴い防災上の悪影響が生じないように、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、必要となる対策を講じていく考えであり、そのような前提で上訴を行わないとしたものです。

(7) 開門による堤防施設等への影響についての回答

開門に伴い施設の安定性、安全性への悪影響が生じないように、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、必要となる対策を講じていく考えです。

(8) 開門に対する排水門の構造上の問題についての回答

開門に伴う海水導入による施設の安定性、安全性への影響を評価した上で、必要となる対策を講じていく考えです。

(9) 農業用水の確保についての回答

開門に伴う調整池の塩水化、また、調整池周辺低平地の潮遊池への塩水の浸入により、これを水源とする新干拓地及び周辺低平地の農業用水を安定的に確保する必要があります。

このための代替方策を検討し、開門に伴う農業用水利用への影響に対して、必要となる対策を講じていく考えです。

(10) 干拓地農業への塩害や潮風害についての回答

現在実施している環境アセスメントにおいては、地下水や土壌への影響や塩分の飛散の状況など、科学的・客観的データに基づき検討を行っているところです。

このため、必要な農業用水の確保と合わせて、開門に伴う塩害等への影響に対して、必要となる対策を講じていく考えです。

(11) 背後地営農への影響についての回答

制約を設けない常時開門（高潮時を除く。）を行えば、調整池周辺の農地の排水不良、塩水流入による農業用水利用への影響、塩害等が発生す

る可能性があります。

開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、背後地の営農への影響に対し必要となる対策を講じていく考えです。

(12) 開門に伴う漁業被害の危険性についての回答

平成14年の短期開門調査に伴う漁業被害に対して行った補償内容については、農林水産省にお尋ねいただきたい。

開門に伴う漁業生産への影響については、現在実施している環境アセスメントにおいて検討しているところです。

(13) 開門による諫早湾の水質変化と赤潮発生の危険性についての回答

開門に伴い、調整池及び諫早湾の植物プランクトンの増殖も含め水質に変化が生じることから、現在実施している環境アセスメントにおいて検討しているところです。

(14) 開門による新たな生態系の破壊についての回答

潮受堤防の締切り後、調整池には淡水性の水生生物や干陸地での陸生生物など新たな生態系が形成されており、開門に伴う調整池の塩水化や水位の変化により、これら生物、生態系に影響を与えるものと考えています。

このため、調整池周辺や海域等への悪影響が生じないように、必要となる対策を講じていく考えです。

(15) 影響補償が既に行われていることについての回答

原告を含む旧大浦漁協及び旧島原11漁協（現島原漁協、有明町漁業、同多比良支所、深江町漁協、布津漁協）の組合員は、各漁協の組合長理事に漁業補償契約締結等の委任行為を行った上で、諫早湾干拓事業に同意し、以後求償を行わない旨の契約を締結した事実があり、契約は有効であるものと考えています。

このため、漁業者からの損害賠償請求には応じるつもりはありません。

(16) 開門による漁業被害解消の可能性についての回答

開門は、諫早湾及び有明海の環境に対して、負の影響を与える可能性がある一方、海水と調整池の水が混合することなどにより漁場環境が改善する可能性があると考えられます。

開門による漁業への影響については、現在実施している環境アセスメントにおいて検討しているところです。

(17) 有明海全体の環境異変との因果関係についての回答

有明海再生のための調査等については、有明海沿岸4県及び各県漁連等が参加した「有明海漁場環境改善連絡協議会」での漁業者の方々の意見も踏まえ、調査に取り組んでいるところです。

更に平成21年度からは、有明海特産魚介類の生息環境調査、二枚貝類及び有明海特産魚介類の増養殖技術の開発などに取り組んでいるところです。

今後とも、有明海再生に向けた調査等への取組を引き続き進めていく考えです。

ノリ養殖への酸処理剤の使用等については、関係機関に対し適正使用に関する通知をしているところです。酸処理剤の魚類等の減少への影響については、環境省の平成18年12月の有明海・八代海総合調査評価委員会の報告において、酸処理剤が適正に使用されていれば影響が少ないと評価されています。また、酸処理剤及び施肥の底質環境への影響については、同報告の中で、適正に使用されれば有機物等の増加の要因になる可能性は少ないと評価されています。

(18) 対策費用についての回答

開門に当たっては、必要となる対策について万全を期す必要があると考えており、具体的な対策及びその費用については、現在実施している環境アセスメントにおいて検討しているところです。

(19) 裁判における国の具体的主張立証についての回答

裁判において、潮受堤防の締切りと有明海の環境変化や漁業被害との因果関係、地域の防災や営農の実態などについて主張を尽くしてきたと考えています。

地域の防災や営農の実態については、干拓農地の営農計画や作付状況、潮受堤防により洪水や塩害の発生がなかったという感謝状など、地域の実情を明らかにする証拠を提出しています。

(P26についての回答)

漁獲量の減少要因としては、ナルトビエイの食害見込量や雲仙普賢岳

の火山活動の影響等、各種報告書や文献、データに基づき、具体的な主張立証を実施しています。(第5準備書面)

(P31についての回答)

制約を設けない常時開門(高潮時を除く。)に直接関係する対策費用として、排水影響相当分を排除するための対策費用及びその算出の考え方を、「中・長期開門調査の及ぼす影響と対策について」(乙第216号証)を用いて具体的に示しています。(一審第19準備書面)

(P32についての回答)

計画取水量は、10年に一度程度発生する渇水年と同程度の降雨条件を前提に合理的に算出したものであるから、これを確保することは重要なことです。(第3準備書面)

また、下水処理水の利用は、農業用水の需要と処理水の供給を調整するため池等の設置、水質面での適合性、風評被害の懸念等を考慮する必要があります。(現地進行協議説明資料)

干拓農地は、朔望平均満潮位よりも低いいため、干拓農地の土壌に塩水が浸透し、農作物に塩分が遡上し、生育に支障が来すことが想定される旨を、昭和60年代に森山町で発生した塩害の事例(「諫早湾干拓営農技術対策の指針(長崎県)」(乙第600号証))を提示し主張しています。(控訴理由書(2))

調整池が塩水化し、強風により塩水が飛散して農作物に付着するといった潮風害対策については、防風ネットの設置に約3億円の費用が必要ですが、完全に防止することは困難であると主張しています。(乙第214号証)

(P33についての回答)

常時開門により非常に早い流れが生じ、底泥の巻き上げや洗掘が発生するおそれや巻き上げられた底泥は有明海にまで広がり、海域の漁業環境に新たな影響を及ぼすおそれがあると主張しています。「中・長期開門調査を実施することによる海域への影響と有明海の再生への取組について」(乙第217号証)(控訴理由書(2))

また、シミュレーションによる洗掘のおそれのある範囲を示した上で、洗掘対策の工法(底泥の浚渫、捨石工、護床工補強)及び費用を提示しています。「中・長期開門調査の及ぼす影響と対策について」(乙第216

号証)) (控訴理由書(2))

(20) 上訴放棄の理由と国の責務についての回答

開門によって、地元の方々に不利益を強いることがないように、開門の影響を受ける地元の方々の不安や懸念に、真摯におこたえしていくことが、何よりも重要と考えています。

福岡高等裁判所の判決について、これを重く受け止め、有明海の再生を目指す観点から総合的に判断し、上告しないことを決定しましたが、開門に当たっては、現在実施している環境アセスメントの結果を踏まえて、防災・営農・漁業への影響に十分配慮し、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、政府一体となって万全の事前対策を講じることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう、誠意をもって取り組んでいく考えです。

(21) 環境アセスメントとの関係についての回答

現在実施している環境アセスメントにおいては、①開門当初から排水門を全開とする方法、②調整池への海水導入量を段階的に増加させ、最終的には排水門を可能な限り全開とする方法、③調整池の水位や流速を制限する方法の3ケースを選定し、それぞれの方法ごとに、漁業生産、農業生産、背後地防災等にどのような変化や影響が生じるかについて調査、予測、評価を行い、必要に応じてその影響を回避・低減するための措置を検討しています。

開門に当たっては、環境アセスメントの結果を踏まえて、防災・営農・漁業への影響に十分配慮し、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、政府一体となって万全の事前対策を講じることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう、誠意をもって取り組んでいく考えです。

(22) 地元の同意についての回答

開門によって、地元の方々に不利益を強いることがないように、開門の影響を受ける地元の方々の不安や懸念に真摯におこたえし、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、政府一体となって万全の事前対策を講じることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう、誠意をもって取り組んでいく考えです。

(23) 影響に対する具体的な対策についての回答

質問状の「1 控訴審判決の問題点について」において示された開門に伴う課題については、現在実施している環境アセスメントにおいて、開門に伴い必要となる対策に要する費用も含め検討しており、本年5月にとりまとめる結果素案において示していく考えです。その段階で、長崎県関係者に対して、十分な説明をさせていただきたいと考えています。